

日光市空家等除却費補助金(不良住宅) 交付申請書類チェックリスト

以下の書類に、申請書類チェックリスト(本書)を添えて、持参または郵送にてご提出ください。

必要な書類	申請書類及び確認項目	☑欄
	申請する前に	
	「不良住宅」の判定を受けていますか？	<input type="checkbox"/>
	○日光市建築住宅課職員が空き家の現地確認を行い、「不良住宅」に該当すると判定を受けていますか。判定を受けていないものは、補助の対象になりませんので、まずはご相談ください。	<input type="checkbox"/>
	申請に必要な書類	
	記載いただく書類	
■	①日光市空家等除却費補助金交付申請書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
	○申請できるのは、解体を行う空き家または土地の所有者、3親等以内の親族、後見人等です。	<input type="checkbox"/>
	○「事業実施業者」(解体を行う業者)は、日光市内の事業者であることが補助要件です。	<input type="checkbox"/>
	○補助金の交付決定後に解体に着手してください。交付決定前に着手したものは補助の対象外になります。	<input type="checkbox"/>
	○「住宅部分」の解体にかかる費用に対して補助します。また解体費用が20万円以上であることが補助要件です。なお、物置・門扉・フェンス・塀・庭木・ゴミの処分等、住宅部分の解体以外にかかる経費は補助の対象外です。	<input type="checkbox"/>
■	②市税等及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>
	○市税等及び公共料金の納付状況を確認させていただくための同意書です。未払いがある場合は、補助制度をご利用いただけません。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③誓約書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
	○申請者が相続人、親族等で、相続人全員からの同意書を用意できない場合に必要です。	<input type="checkbox"/>
	○印鑑証明書⑦が必要です。	<input type="checkbox"/>
	用意いただく書類(法務局)	
<input type="checkbox"/>	④解体する空家等の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
	○解体する空家等が未登記の場合、固定資産税評価証明書⑧が必要です。	<input type="checkbox"/>
	○申請者と異なる建物の所有者がいる場合、所有者から同意書⑩が必要です。	<input type="checkbox"/>
	○「権利部(乙区)」に、抵当権設定等の記載がある場合、権利者から解体の同意書⑫が必要です。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑤解体する空家等が建っている土地の登記事項証明書(または所有者を確認できるもの)	<input type="checkbox"/>
	○申請者と異なる土地の所有者がいる場合、所有者から解体の同意書⑬が必要です。	<input type="checkbox"/>
	用意いただく書類(市役所)	
<input type="checkbox"/>	⑥戸籍謄本等(市民課)	<input type="checkbox"/>
	○申請者が相続人、親族等である場合、所有者との関係がわかる書類をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
	○申請者以外にも相続人がいる場合、相続人全員の同意書⑭が必要です。同意を得ることが困難な場合は、誓約書(様式第1号)③と印鑑証明書⑦をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑦印鑑証明書(市民課)	<input type="checkbox"/>
	○申請者が相続人、親族等で、相続人全員からの同意書を用意できない場合(③の誓約書を使用する場合)に必要です。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑧固定資産税評価証明書(税務課)	<input type="checkbox"/>
	○解体する空家等が未登記の場合(登記事項証明書④が無い場合)必要です。	<input type="checkbox"/>
	用意いただく書類(工事請負業者)	
■	⑨空き家の解体工事の見積書の写し(工事の内訳明細がわかるもの)	<input type="checkbox"/>
	○申請者の氏名が記載しており、解体する空き家が特定できる見積内容になっている。	<input type="checkbox"/>
	○「住宅部分」以外の解体や処分も同時に行う場合、内訳明細がわかるように記載されている。	<input type="checkbox"/>
■	⑩工事の請負予定事業者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
	○解体を行う事業者へ、上記の登録を受けている証書の写しを貰ってください。	<input type="checkbox"/>
	用意いただく書類(その他)	
<input type="checkbox"/>	⑪建物所有者の同意書(申請者と異なる所有者がいる場合)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑫権利者の同意書(抵当権等の設定がある場合)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑬土地所有者の同意書(申請者と異なる所有者がいる場合)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	⑭相続人全員の同意書(申請者が相続人、親族等である場合)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

※本申請により得られた個人情報、本補助金の交付の目的以外には使用いたしません。

【申請・問い合わせ先】日光市 建設部 建築住宅課 住環境係
〒321-1292 日光市今市本町1番地 TEL: 0288-21-5164

日光市ホームページ: <https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/7/1035/6/1/714.html>

